

保 存 種 別 第 2 種

各管区警察局保（公）安部長
警 視 庁 交 通 部 長
各 道 府 県 警 察 本 部 長
各 方 面 本 部 長

殿

警察庁丁交企発第86号、丁交指発第354号

丁運発第84号

平成12年8月18日
警察庁交通局交通企画課長
警察庁交通局交通指導課長
警察庁交通局運転免許課長

三輪の自動車の道路交通法上の取扱いについて

最近、側車付きの二輪の自動車の外観を有する三輪の自動車が見られるところである。このような三輪自動車に関して、道路交通法上の側車付きの大型自動二輪車又は普通自動二輪車（以下「自動二輪車」という。）と三輪の普通自動車の差異は下記のとおりであるので事務処理上遺憾のないようにされたい。

なお、またがり式の座席、バーハンドル方式のかじ取り装置及び3個の車輪を備え、かつ、運転席の側方が解放された自動車については、「自動車検査業務等の実施要領の一部改正について（依命通達）」（平成11年7月16日付け運輸省自技第151号）によって、運輸省においては側車付二輪自動車として取り扱われることとなったが、運輸省における道路運送車両法上の取扱いの変更は、道路交通法の解釈に変更を及ぼすものではないことを念のため申し添える。

記

1 側車付きの自動二輪車

二輪の自動車に側車が付けられたもの。すなわち、側車を外した場合に運転することができるもの。

2 三輪の普通自動車

三輪の状態でのみ運転することができるもの。すなわち、側車を外した場合は運転することができないもの。

具体的には、側車輪を外した場合に後輪が駆動しないもの、前輪と後輪が同一直線上にないため側車を外した場合に直進できないものなどが考えられる。